

令和2年神審第28号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岩崎欣吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年2月23日08時41分

兵庫県神戸空港南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 6.6トン

登録長 11.60メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 323キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室、同室の後方に客室を配し、操舵室前部中央に舵輪、その前方の左舷側にレーダー及びGPSプロッター兼魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置及びGPSプロッター兼魚群探知機をそれぞれ装備したほか、遠隔操舵、遠隔機関操縦両装置を組み込んだ長さ約10メートルの延長コード付きのコントローラー（以下「操船リモコン」という。）を備えた、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客12人及び船員3人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和2年2月23日07時30分大阪府樽井漁港を発し、神戸空港南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、神戸空港南方沖合には、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第4号と称する漁場区域（以下「4号区域」という。）が設定され、周囲に同区域を示す、海面上の高さ3メートルの簡易標識灯が54基設置されており、毎年9月20日から翌年5月10日までの間、同区域にのり養殖施設が敷設され、兵庫県ホームページには、養殖施設に接近しないこと、同施設への係留を行わないことなどが掲載されていたものの、a受審人は、このことを承知しないまま、4号区域付近で遊漁を行う際、漂泊したまま遊漁を行うと釣果が悪かったことから、平素、簡易標識灯に係船索を取って係留しながら遊漁を行っていた。

a受審人は、釣り客を客室に配し、自身は舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たって大阪湾を北上し、4号区域北側境界の西部に設置されている25番簡易標識灯付近に至り、西寄りの風が連吹して波浪により船首部が上下に動揺するのを認めたものの、同標識灯に係

留して遊漁を行うこととして、08時40分神戸空港西進入灯施設灯（以下「西施設灯」という。）から185.5度（真方位，以下同じ。）4.33海里の地点で、針路を270度に定め、2.5ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、手動操舵により進行し、25番簡易標識灯に接近を開始した。

定針したとき、a受審人は、客室から船首部に出てきた釣り客が係船索を持って、25番簡易標識灯に同索を取ろうとするのを認めたが、以前、同釣り客が簡易標識灯に係船索を取った経験があったことから、支障なく係留できるものと思い、自ら係留作業を行うことなく続航した。

こうして、a受審人は、25番簡易標識灯に接近して微速力後進をかけ、同標識灯に係船索を取ろうとした釣り客が右手で25番簡易標識灯の防護枠を握ったところ、08時41分西施設灯から186度4.34海里の地点において、Aは、原針路のまま、前進行きあしがなくなったとき、波浪により船首部が持ち上げられ、同釣り客の右中指が同標識灯の防護枠と船首部の三方ローラに挟まれた。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、付近には波高約1メートルの波浪があった。

その結果、前示釣り客は、右中指切断等を負った。

#### （原因及び受審人の行為）

本件釣り客負傷は、神戸空港南方沖合において、遊漁の目的で25番簡易標識灯への係留作業を行う際、自ら係留作業を行わず、同標識灯に係船索を取ろうとした釣り客が右手で25番簡易標識灯の防護枠を握ったところ、波浪により船首部が持ち上げられ、同釣り客の右中指が同標識灯の防護枠と船首部の三方ローラに挟まれたことによって発生したもの

である。

a 受審人は、神戸空港南方沖合において、遊漁の目的で25番簡易標識灯への係留作業中、釣り客が同標識灯に係船索を取ろうとするのを認めた場合、同釣り客が船体と25番簡易標識灯に挟まれることがないよう、自ら係留作業を行うべき注意義務があった。ところが、同人は、以前、釣り客が簡易標識灯に係船索を取った経験があったことから、支障なく係留できるものと思い、自ら係留作業を行わなかった職務上の過失により、同標識灯に係索を取ろうとした釣り客が右手で25番簡易標識灯の防護枠を握ったところ、波浪により船首部が持ち上げられ、同釣り客の右中指が同標識灯の防護枠と船首部の三方ローラに挟まれる事態を招き、負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月2日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭